

区内中小企業者等の人材育成を応援します！！

江戸川区人材 育成支援助成金

従業員への研修費用等に係る

費用の一部を助成します。

助成額 20万円

(上限額まで複数回申請可能)

助成率 助成対象経費の1/2以内



◆ 助成対象事業 ◆

① 専門的研修等

営む事業に係る専門的知識や技能の習得、
専門資格取得等のための研修等を
従業員に受けさせる取り組み

訓練例) 溶接・金属塗装訓練、3次元CADの操作
など

② リスキリング

新規事業又は事業拡大の実現に資する技能の
習得に関する研修等を従業員に受けさせる取り組み

取り組み例) マーケティング戦略を学ぶセミナー
など

③ デジタル人材育成

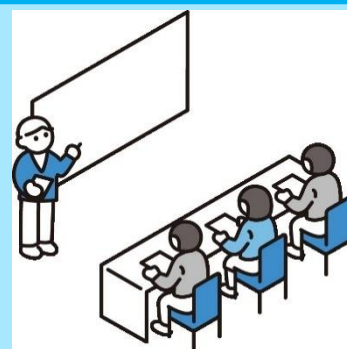
生産性向上のためのデジタル技能の習得等に
関する研修等を従業員に受けさせる取り組み

④ 外国人材への日本語教育

円滑な業務のため外国人従業員への日本語教育を行う
取り組み

⑤ 動画マニュアル作成ツール導入

従業員の人材育成に資する動画マニュアル作成ツール等
の新規導入を行う取り組み



取り組み内容によって申請のタイミングが変わります。

①、③は取り組み完了後の**事後**申請です。

②、④、⑤は取り組み実施前の**事前**申請です。

詳細は裏面をご覧ください。

人材育成支援助成金

区内産業の人材採用後の定着、競争力の強化による地域経済の活性化を図るため、区内中企業者が、従業員等の人材の育成に資する取組を行うに当たって、その経費の一部を助成します。

助成対象者	団体（注1）	企業（注2）																				
助成対象事業	従業員等への以下の研修等の実施や動画マニュアル作成ツールの導入事業※ ○営む事業の専門的知識、技能、資格の取得のための研修等 ○新規事業または事業拡大ための技能習得を行うリスキリング研修等 ○生産性向上につながるデジタル人材育成のための研修等 ○外国人従業員への日本語教育のための勉強会等 趣味又は一般教養を身に着けるためのもの、実業務の中で指導を行うもの（OJT）、研修費用の一部又は全部を従業員が負担するものなどは対象外です。詳細は区ホームページをご確認ください。																					
助成対象経費	講師謝礼、会場使用料、受講費、教材費、受験料 等 ※ 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費等）は対象になりません。																					
助成率	助成対象経費の2分の1 以内																					
助成限度額	20 万円（同一年度、1 申請者あたり）																					
適用	他に国・都等の公的機関から補助を受けている場合は、同補助相当額を控除した額の範囲内で助成します。																					
備考	(注1) 中小企業者(注3) 5社以上を含む団体で、会則等を定めて会費を徴収し、定期的に会合を行い、かつ構成員の2分の1 以上が区内に本社（個人にあっては住所及び主たる事業所）を有する団体の代表者 (注2) 次の要件に該当する中小企業者(注3)。 ・区内に本社(個人事業者にあっては住所及び主たる事業所)を有し、区内で引き続き1年以上事業を営むもの。 ・前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。(個人事業者の場合は住民税及び個人事業税を完納し、開業届の写し、又は、直近の確定申告書の写しが必要です。) ・東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものでないこと。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。 (注3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者																					
提出書類 (中小企業者の場合の資料です 団体の場合は 区ホームページ をご確認ください い。)	※取り組みの内容によって申請書類の種類が変わります。 どちらに該当するかご不明の場合は、下記の部署にお問い合わせください。																					
	<table><tr><th>表面②、④、⑤の取り組み(事前申請)</th><th>表面①、③の取り組み(事後申請)</th></tr><tr><td>(1) 助成金交付申請書</td><td></td></tr><tr><td>(2) 事業所概要</td><td></td></tr><tr><td>(3) 事業計画書（事業報告書）</td><td></td></tr><tr><td>(4) 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書（個人事業者の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書）</td><td></td></tr><tr><td>(5) 開業届の写し又は直近の確定申告書の写し（個人事業者の場合のみ）</td><td></td></tr><tr><td>(6) 事業の概要が分かる資料</td><td></td></tr><tr><td>(7) 見積書等経費内訳が分かる資料</td><td>(7) 研修受講及び実施が分かる資料</td></tr><tr><td>(8) リスキリング事業計画書(②のみ)</td><td>(8) 経費支払及び内訳が分かる資料</td></tr><tr><td></td><td>(9) 試験結果等がわかるもの(①のみ)</td></tr></table>		表面②、④、⑤の取り組み(事前申請)	表面①、③の取り組み(事後申請)	(1) 助成金交付申請書		(2) 事業所概要		(3) 事業計画書（事業報告書）		(4) 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書（個人事業者の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書）		(5) 開業届の写し又は直近の確定申告書の写し（個人事業者の場合のみ）		(6) 事業の概要が分かる資料		(7) 見積書等経費内訳が分かる資料	(7) 研修受講及び実施が分かる資料	(8) リスキリング事業計画書(②のみ)	(8) 経費支払及び内訳が分かる資料		(9) 試験結果等がわかるもの(①のみ)
	表面②、④、⑤の取り組み(事前申請)	表面①、③の取り組み(事後申請)																				
	(1) 助成金交付申請書																					
	(2) 事業所概要																					
	(3) 事業計画書（事業報告書）																					
	(4) 前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書（個人事業者の場合は住民税納税証明書及び個人事業税納税証明書）																					
	(5) 開業届の写し又は直近の確定申告書の写し（個人事業者の場合のみ）																					
	(6) 事業の概要が分かる資料																					
	(7) 見積書等経費内訳が分かる資料	(7) 研修受講及び実施が分かる資料																				
(8) リスキリング事業計画書(②のみ)	(8) 経費支払及び内訳が分かる資料																					
	(9) 試験結果等がわかるもの(①のみ)																					
江戸川区 経営支援課 相談係(江戸川区役所 東棟1階) 電話 03-5662-0525																						
<table><tr><td>江戸川区人材育成事業</td><td>検索</td></tr></table>		江戸川区人材育成事業	検索																			
江戸川区人材育成事業	検索																					
																						
2026 年 4 月版																						